

子育て

直方市ハートフル奨学金

経済的理由により、就学が困難な高校生・高等専門学校生を支援するため、「将来かなえたい夢がある、そのために今だからこそ頑張りたい」とがある」という学生の皆さんを応援します。奨学金は本人に支給され、返還の必要はありません。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

支給金額：月額2万円（返還不要）

支給期間：来年4月から1年間

対象：市内に住んでいる中学3年生（来春高校1年生）

募集人数：5人

申込期間：7月19日（金）～8月30日（金）

問い合わせ：学校教育課 学校教育係

（TEL 25-2323）



お知らせ

奨学金の返還を支援します

対象：令和4年4月1日以降に卒業・修了した人で、在学中に奨学金を借りた人

※他にも条件があります。詳しくは二次元コードから市ホームページをご覧ください。

補助金額：年間で最大15万円（最長3年間）

申請期間：7月1日（月）～9月30日（月）

問い合わせ：企画経営課 企画経営係

（TEL 25-2230）



令和6年度 全国家計構造調査を

実施します

家計における消費や所得、資産などの実態を明らかにするため、国が5年に一度実施している調査です。調査によって集められる個人情報報告は、統計法により保護されます。県知事発行の調査員証を携帯した調査員が伺いした際は、ご協力をお願いします。

対象：対象地区内の一部の世帯
調査準備期間：8月～9月
調査期間：10月～11月
問い合わせ：総務課総務法制係
（TEL 25-2222）

川や池での水遊びは危険

ため池での水遊び・魚釣りなどを目的とした立ち入りを禁止しています。水遊びや魚釣りは大変危険です。水難事故を防ぐため、保護者や地域の皆さんで、注意・声かけをお願いします。

問い合わせ：土木課農業土木係
（TEL 25-2166）

男女共同参画センターの貸館が終了します

保健福祉センター建設に伴う男女共同参画センター解体準備のため、センターの利用期間が12月28日までとなります。

問い合わせ：文化・スポーツ推進課男女共同参画推進係
（TEL 25-2244）

保育所・認定こども園および幼稚園合同就職説明会

入退場自由・私服参加
OK・オンライン参加OK。
市内の各園とお話が出来ます。将来、保育の仕事を目指す。

している人や資格をお持ちの人、興味がある人はぜひご参加ください。詳しくは二次元コードから市ホームページをご覧ください。

とき：7月28日（日）
午後0時30分～午後4時

ところ：イオンモール直方
2階イオンホール

定員：オンラインのみ先着6人

問い合わせ：こども育成課
こども育成係

（TEL 25-2148）



マイナンバーカードの休日受け取りができます

お仕事の都合などにより、通常開庁時に来庁できない人のため、左記の日時で交付を行います。

※電話での予約が必要です。

とき：7月20日（土）
午前8時30分～正午

ところ：市庁舎1階2番窓口

申込期限：7月19日（金）
午後5時

問い合わせ：市民・人権同和対策課市民係
（TEL 25-2277）

市内一斉清掃



住みよい街づくりのため、市内校区で一斉清掃を行います。皆さんで、お住まいの地域をきれいにしましょう。

とき 8月4日（日）

地域で決められた時間～午前11時

※雨天中止の場合8月18日（日）に延期

問い合わせ・当日の連絡先

直方市環境衛生連合会 TEL 25-2123

空き家活用相談会

空き家を所有しているか、将来的に空き家になる可能性がある家屋の活用について、弁護士と司法書士に空き家の活用についての相談ができます。

対象：

①直轄地区（直方市・宮若市・鞍手町・小竹町）にある空き家の所有者・管理者

②①の対象者であり、空き家の有効活用を考えている人

とき：7月26日（金）

午後1時～5時（最終受付は午後4時）

ところ：市庁舎5階 503会議室

問い合わせ：

直轄地区居住支援協議会事務局 一般社団法人そーしゃる・おふいす

（TEL 28-8102）

直方の避暑地

竜王峡キャンプ村開村

開村期間中は、あずまや・バンガロー・テントサイトで宿泊できます。各種イベントも開催されます。宿泊料金および駐車料金など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

とき：7月12日（金）～9月1日（日）

ところ：竜王峡キャンプ村

問い合わせ：竜王峡運営協議会

（TEL 26-0141）



企業版ふるさと納税の

お礼

企業版ふるさと納税とは、直方市外に本社のある企業が、直方市の取り組みを応援するために寄附をする制度です。次の企業より、企業版ふるさと納税が寄せられました。

《企業名》

株式会社 ピコラボ 様

《寄附事業》

結婚・出産・子育て支援の充実

寄附のお礼

次の方より、寄附が寄せられました。

直方商工会議所女性会 様

末松 清志 様

直活会 様

林 照之 様

ご存知ですか？野外焼却（野焼き）の禁止

野外焼却（野焼き）とは

法律に定められた処理方法に従わず、廃棄物を焼却することです。

野外焼却（野焼き）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。廃棄物の不法投棄や違法な野外焼却（未遂行為も含む）は5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下の罰金）が科せられます。

廃棄物は適正に処理しましょう。

- 野外焼却(野焼き)禁止には、以下の例外となる場合がありますが、近隣住民からの苦情があれば、この限りではありません。



例外規定にあげられるもの	具体的な例
国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草や木、道路管理者による道路の維持管理の草焼きなど
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害時の応急対応 火災予防訓練など
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんど焼き しめ縄の焼却など
農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	あぜ草や下枝の焼却 田畑の害虫防止など
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉たき キャンプファイヤーなど

ごみを適正に処理する方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 循環社会推進課廃棄物対策係 TEL：26-4992